

環境配慮基本協定

宮城県（以下「甲」という。）、大衡村（以下「乙」という。）及びセントラル自動車株式会社（以下「丙」という。）は、丙が宮城県黒川郡大衡村中央平1番地に設置する事業所（以下「事業所」という。）における環境配慮の取組の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の事業活動により生じる環境負荷の低減のため、丙の自主性をもって行う環境配慮の取組について必要な事項を定めるとともに、県民等に対し環境配慮の取組状況を明らかにすることにより、甲乙丙が協力し環境に配慮した事業活動を促進し、環境の保全に資することを目的とする。

（環境マネジメントシステムの構築と運用）

第2条 丙は、甲が定める事業活動における環境配慮推進ガイドラインの主旨に沿って環境配慮計画を策定し、その計画に基づき環境に配慮した事業活動に努めること。

2 丙は、事業活動における環境配慮を実施した結果の確認を行い、その結果、実施内容が計画に沿っていない場合は、必要な見直しを行う。

3 丙は、環境マネジメントシステムの第三者認証を取得するよう努める。

（情報の公開）

第3条 丙は、事業所における環境配慮の取組状況を公開するとともに、構築した環境マネジメントシステムの改善に努める。

2 丙は、前条に規定する内容について、年度ごとに環境配慮報告書を作成し、翌年度6月末日までに、甲及び乙に報告する。

(環境配慮の取組への支援)

第4条 甲及び乙は、丙が実施した環境配慮の取組内容及び成果を、それぞれの広報媒体（広報誌及びインターネット等）で公開し、県民等に対し広く周知することにより丙の活動に対する認知度の向上に努める。

(遵守状況の確認等)

第5条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するために必要な限度において、この協定の遵守状況等について丙に報告を求め、確認することができる。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年1月13日

甲 宮城県知事

乙 大衡村長

丙 住所 神奈川県相模原市緑区大山町4番12号
セントラル自動車株式会社

取締役社長